

【タイ】 タイにおける「Smart DIP Project」の公表について

2020年11月23日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイにおける「Smart DIP Project」の公表についてのお知らせです。

2020年11月17日、タイ知的財産局局長は、デジタル時代に対応するため、テクノロジーを利用したサービスを提供する「Smart DIP Project」を実施する計画を公表した。2021年前半には以下の3つのプロジェクトを実施することが計画されている。

・電子登録証

紙による登録証の発行には45日から60日を要しているが、これに代えて、電子登録証を発行する。電子証明証は登録日から15日以内に発行されることとなり、特許権の登録証は2021年1月から、商標権の登録証は2021年3月から発行が開始される予定である。

・オンラインによる紛争解決

知的財産紛争に係る調停はオンラインでの実施が認められておらず、商務省のオフィスにおいて実施されているが、2021年前半からオンラインによる調停手続きを認める。オンラインによる調停では、電子メールにより関係者間の連絡が行われ、ビデオ会議によって調停が実施される。

・テクノロジートレンドの分析

タイ知的財産局は、2021年前半に、2015年から2019年までの特許出願情報に基づいたテクノロジートレンドの分析を実施する。また、将来的には、期限切れの特許権の情報をデータベースで公表し、事業者、研究者及び開発者等がこれを発明に活用できるようにする予定である。

情報公開日

2020年11月17日

URL 等

<https://www.ipthailand.go.th/th/dip-news/item/smart-dip.html>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。